

常葉大学附属菊川高等学校 菊陵会（OB後援会）規約

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は常葉大学附属菊川高等学校「菊陵会」という。

第2条 本会の事務所は静岡県菊川市半済1550常葉大学附属菊川高等学校におく。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は会員相互の連絡や、親睦と教養の向上をはかり、学校の発展に協力することを目的とする

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

1. 連絡と親睦のための業務や事業
2. 教養の向上を図る事業
3. 学校の発展に協力する事業
4. 在校生の学習活動及び部活動に対する規約に従っての支援事業
5. その他、目的を達するために必要な事業

第3章 会 員

第5条 本会は次の会員で組織する

1. 通常会員 本会の趣旨に賛同する本校卒業生の保護者で、入会の意思を示し入会金を納入した者。但し、退会届を提出することによりいつでも退会することができる。
2. 特別会員 本校在職の職員、その他本校に縁故ある者で役員会の承認を得た者。

第4章 会 議

第6条 本会の会議は、総会と役員会とする。但し、役員会をもつて総会に代えることができる。

第7条 総会及び役員会は会長が招集する。総会は事業及び会計の報告をし、必要事項を決定する。

第8条 緊急を要する事項は役員会を開いて決議する。

第9条 会議は構成員の3分の1以上の出席で成立する。但し、委任状を持って代えることができる。議事は出席者の過半数で決定する。

2. やむを得ない理由のため総会（役員会）に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面（電磁的記録もこれに含む）をもって表決し、又はほかの会員を代理人として表決を委任することができる。

第5章 役 員

第10条 本会に次の役員を置く。

1. 会 長 1 名
2. 副会長 2 名
3. 会 計 2 名
4. 監 事 2 名
5. 理 事 若干名

- 第 11 条 会長は会員の中から選出し、副会長及び会計、監事は次のように選出する。
1. 会長は、原則として、前年度の P T A 会長が務める。
 2. 副会長は、原則として、前年度の会長が務める。
 3. 会計は副会長から、監事は会計から、理事は監事から原則として、それぞれの任期終了後に務める。
- 第 12 条
1. 会長は本会を代表し、会務を統轄する。
 2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
 3. 会長以外の役員に欠員があった場合は会長が任命する。
 4. 役員は役員会を組織し会務を協議する。
 5. 会計は本会の会計事務を処理する。
 6. 監事は本会の会計状況を監査する。
- 第 13 条 原則として、役員の任期を次のように定める。
ただし、1 年間とは P T A 総会から次年度の P T A 総会までの期間とする。
1. 会長の任期は、1 年とする。
 2. 会長以外の役員の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。
- 第 14 条 本会に顧問を置き、理事長、現任学校長及び本会に功労のあった者を総会で推挙する。

第 6 章 会 計

- 第 15 条 本会の経費は入会金、及びその他の収入で支弁する。
入会金は、10,000 円とする。
- 第 16 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まって翌年 3 月 31 日に終わる。
- 第 17 条 第 10 条の会計補助者として、会計事務取り扱いについて本校事務職員を役員会の承認により充てることができる。

第 7 章 雑 則

- 第 18 条 この規約の施行に必要な細則は、役員会の議決を経て会長がこれを定める。
- 附 則
この規約は平成 19 年 6 月 22 日から施行する。
- 附 則
この規約は令和 4 年 9 月 30 日から施行する。
- 附 則
この規約は令和 5 年 11 月 8 日から施行する。
- 附 則
この規約は令和 6 年 6 月 26 日から施行する。